

SATOSHOJI

第99期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月17日（金曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所

東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館（9階）911会議室

議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額設定の件
第7号議案 監査等委員である取締役に対する報酬額設定の件
第8号議案 取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額及び内容決定の件

目次

第99期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
(提供書面)	
事業報告	35
連結計算書類	51
計算書類	53
監査報告	55

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のお土産配布、また株主総会終了後の株主様との懇親会は中止とさせていただきます。

第99期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第99期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、感染拡大防止の観点から、**本株主総会につきましては、極力書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくこともご検討お願い申し上げます。**お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、**お土産につきましてはご用意ございません。**また、**株主総会終了後に開催しておりました株主の皆さまとの懇親会も、昨年に引き続き中止いたします。**なにとぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

敬具

議決権行使のご案内



株主総会への出席により
議決権を行使していただく場合

▶ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。



書面により
議決権を行使していただく場合

▶ 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2022年6月16日（木曜日）午後5時30分まで**に到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。



インターネット等により
議決権を行使していただく場合

▶ 6頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力いただき、**2022年6月16日（木曜日）午後5時30分まで**に入力を完了くださいますようお願い申し上げます。

記

<p>1 日 時</p>	<p>2022年6月17日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）</p>
<p>2 場 所</p>	<p>東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号 鉄鋼会館（9階）911会議室</p>
<p>3 目的事項</p>	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第99期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第99期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額設定の件 第7号議案 監査等委員である取締役に対する報酬額設定の件 第8号議案 取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額及び内容決定の件</p>
<p>4 議決権の行使等についてのご案内</p>	<p>5頁に記載の【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。</p>

以 上

- 以下の事項につきましては、法令及び定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.satoshoji.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>) に掲載しておりますので、本招集通知の提供書面には記載しておりません。
 1. 新株予約権等の状況
 2. 業務の適正を確保するための体制
 3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
 4. 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
 5. 連結計算書類の連結注記表
 6. 計算書類の株主資本等変動計算書
 7. 計算書類の個別注記表したがって、本招集通知の提供書面は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。
- なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.satoshoji.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>) に掲載させていただきます。
- 当日はノー・ネクタイのクールビズスタイルにて対応させていただきます。

〈株主様へのお願い〉

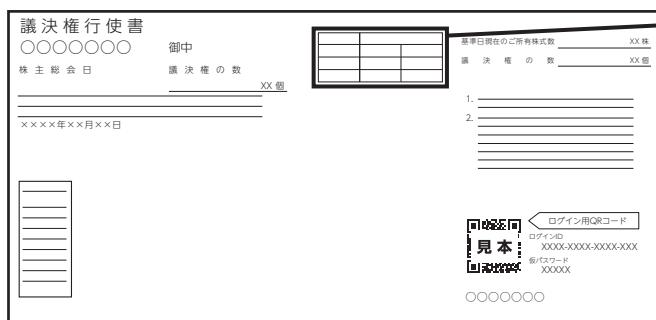
- ・ソーシャルディスタンス確保のため、会場の座席数を大幅に少なくしております。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。また、ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・当日の運営を最小限の体制で行う方針のため、誠に申し訳ございませんが、お土産につきましてはご用意はございません。また、株主総会終了後に開催しておりました株主の皆さまとの懇親会を、昨年に引き続き中止いたします。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.satoshoji.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいよう、あわせてお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2022年6月17日（金曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年6月16日（木曜日） 午後5時30分到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年6月16日（木曜日） 午後5時30分入力完了分まで</p>
---	---	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書
○○○○○○○ 御中
株主総会日 議決権の数
××××年××月××日

基幹日現在のご所有株式数 XX株
議決権の数 XX股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
パスワード XXXXX

見本

○○○○○○○

ここに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・5・6・7・8号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

議決権行使書に賛否の記載がない場合は、会社提案に賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。また、インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



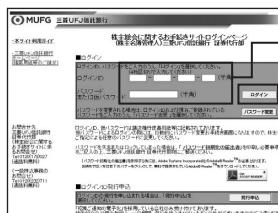
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

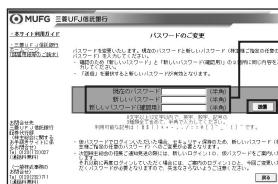
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、利益配当金に関しましては、今後の収益見通し等を考慮し、継続的に利益確保を図るとともに、継続的な安定配当として連結配当性向は30%以上、かつ下限は1株あたり年間35円を方針としております。

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項
及びその総額

当社普通株式1株につき金 **34円**
配当総額 **716,242,810円**

剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月20日

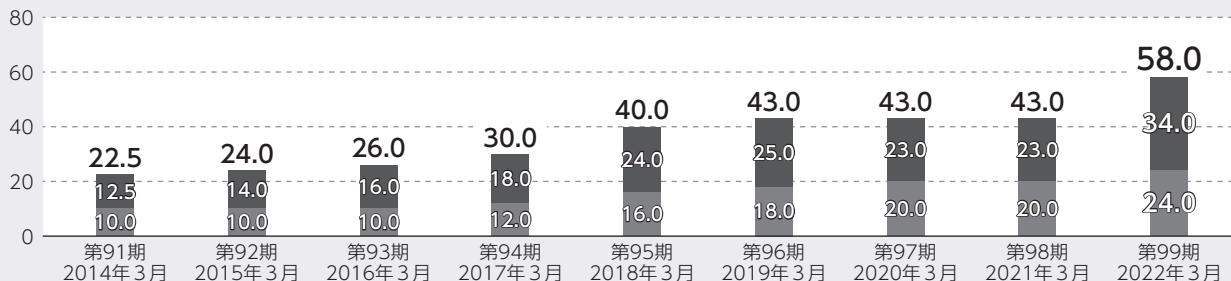
当期は1株につき24円の間配当を実施しておりますので、これにより年間の合計配当額は、1株につき58円となります。

<ご参考>

配当金の推移

■中間 ■期末

(単位：円)



第2号議案から第8号議案に共通する参考事項について

当社は、コーポレートガバナンスを充実させるため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。

本株主総会に付議いたします第2号議案から第8号議案は、いずれも当該移行に関連するものですので、これらをご提案するにあたり、監査等委員会設置会社の特徴について、以下のとおりご説明申し上げます。

- ・ 監査等委員会設置会社は、2015年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、株式会社に関して新たに創設された機関設計です。
- ・ 監査等委員会設置会社では、監査役および監査役会は置かず、代わりに、3人以上の取締役から構成され、かつその過半数を社外取締役が占める監査等委員会を置きます。
- ・ 監査等委員である取締役は、取締役として取締役会における議決権を有し、また、監査等委員会が選定する監査等委員は、監査等委員でない取締役の選任、解任等、及び報酬について、株主総会で意見を述べる権限を有します。

定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、株主をはじめ各ステークホルダーの信頼に応え、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するために、監査等委員会設置会社へ移行いたします。
つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）について事業目的の文言の見直し、また現在実施していない事業目的を削除するものであります。
- (3) 有用かつ多様な人材招聘を行うことを可能とし、期待される役割を十分発揮できる環境を整備するため、業務を執行しない取締役とも責任限定契約を締結できる様、現行定款第29条（取締役の責任免除）の一部を変更するものであります。
なお、この定款変更については、各監査役の同意を得ております。
- (4) 機動的な剰余金の配当を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議にて行うことができるよう、定款変更案のとおり第36条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己株式の取得）を削除するものであります。
- (5) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第15条（電子提供措置等）第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条（電子提供措置等）第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (6) 取締役会の運営について柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、現行定款第26条（取締役会の招集者および議長）の規定を削除するものであります。
なお、取締役会の招集者および議長については別途、取締役会規定に定めます。
- (7) 当社は経営の意思決定に基づく業務執行機能の分離を目的に執行役員制度を導入しております。
 - ① 執行役員の選任方法を明確化するため、変更案第29条（執行役員）を設けるものであります。
 - ② 専務取締役、常務取締役は実質的に廃止していることから、現行定款第23条（代表取締役その他）の規定から削除するものであります。

上記に伴う条数の修正、その他文言の整理等の所要の変更を行うものであります。
 なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総 則 第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は国内および海外において次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>ハガネ、鉄材、銑鉄その他鉄鋼および鉄鋼二次製品の販売ならびに加工。</u></p> <p>2. <u>銅、真鍮、アルミニウム、洋白、錫、亜鉛その他非鉄金属および合金鉄の販売ならびに加工。</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3. <u>日用雑貨、什器、室内装飾品、厨房用品の製造および販売ならびに貴金属および同製品、宝飾品類の販売。</u></p> <p>4. <u>産業機械、一般工具、農器具、船舶鉄道鉱山用具、土木建築用機具の製造ならびに販売。</u></p> <p>5. <u>土木・建築工事施行、設計請負および建設材料の製造販売。</u></p> <p>6. <u>医療機器、介護機器、介護用品の販売。</u></p> <p>7. <u>化学薬品および工業薬品の販売。</u></p> <p>8. <u>不動産の売買、交換、賃貸借の代理もしくは媒介および監理、鑑定に関する一切の業務。</u></p> <p>9. <u>燃料の販売。</u></p>	<p>第1章 総 則 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は国内および海外において次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>鉄鋼素材・鉄鋼製品および鉄鋼加工品に関する事業。</u></p> <p>2. <u>アルミニウム、銅、亜鉛その他非鉄金属および非鉄加工品に関する事業。</u></p> <p>3. <u>樹脂素材・樹脂製品および硝子製品に関する事業。</u></p> <p>4. <u>電子材料、電子部品等の電子関連商品および半導体に関する事業。</u></p> <p>5. <u>日用雑貨、家電品、什器、室内装飾品、厨房用品、貴金属および同製品、宝飾品類に関する事業。</u></p> <p>6. <u>金属加工機械、機械器具、工具、工業用ロボット、測定測量機器、工業炉、発電機および照明器具に関する事業。</u></p> <p>7. <u>土木・建築工事施行、設計請負および建設材料に関する事業。</u></p> <p>8. <u>医療機器、介護機器、介護用品に関する事業。</u></p> <p>9. <u>化学薬品および工業薬品に関する事業。</u> (削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>10. <u>体育、保健、宿泊に関する施設の運営ならびにそれに附帯する飲食業等を含む一切の業務。</u></p> <p>11. <u>飲食料品の製造、加工ならびに販売に関する一切の業務。</u></p> <p>12. <u>有機質肥料およびその他農業資材の販売。</u></p> <p>13. <u>前各項の物品輸出入およびこれら各項に附帯する業務ならびに投資。</u></p> <p>14. <u>自動車損害賠償法に基く保険および損害保険代理業。</u></p> <p>15. <u>生命保険の募集に関する業務。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>10. <u>飲食料品に関する事業。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>11. <u>損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務。</u></p> <p>(削除)</p>
<p>第3条 (条文省略)</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p>
<p>(機関)</p>	<p>(機関)</p>
<p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. 会計監査人</p>	<p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>3. <u>会計監査人</u></p>
<p>第5条 (条文省略)</p>	<p>第5条 (現行どおり)</p>
<p>第2章 株 式</p>	<p>第2章 株 式</p>
<p>第6条 (条文省略)</p>	<p>第6条 (現行どおり)</p>
<p>(自己株式の取得)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p>	
<p>第8条～第12条 (条文省略)</p>	<p>第7条～第11条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会 第13条～第15条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第17条～第19条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第20条 当社に12名以内の取締役を置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任) 第21条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(2)取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p>	<p>第3章 株主総会 第12条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 (2)当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第16条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第19条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は12名以内とする。 (2)当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は5名以内とする。</p> <p>(選任) 第20条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (2)前項の規定による取締役の選任は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して行う。 (3)取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(任期) 第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 <u>(2)増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。</u> (新設) (新設)</p>	<p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除) <u>(2)前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>(3)補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役その他) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 (2)代表取締役は取締役会の決議に基づいて会社の業務を執行する。 (3)取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、<u>専務取締役、および常務取締役若干名を定めることができる。</u> (4)取締役会は、その決議によって顧問および相談役を置くことができる。</p>	<p>(代表取締役その他) 第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）のなかから代表取締役を選定する。 (2)代表取締役は取締役会の決議に基づいて会社の業務を執行する。 (3)取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）のなかから取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長を定めることができる。 (4)取締役会は、その決議によって顧問および相談役を置くことができる。</p>
<p><u>(取締役会決議の省略)</u> 第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、<u>取締役会の決議があったものとみなす。</u> (新設)</p>	<p>(削除) <u>(取締役会の招集)</u> 第23条 取締役会を招集するときは、各取締役に對し会日の2日前までにその通知を發する。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>(2)取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会規定)</p> <p><u>第25条</u> 取締役会に関する事項については法令または定款に別段の定めがある場合を除き<u>取締役</u>で定める取締役会規定による。</p> <p><u>(2)取締役会規定は取締役の過半数が出席し、その過半数をもって定める。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会規定)</p> <p><u>第24条</u> 取締役会に関する事項については法令または定款に別段の定めがある場合を除き<u>取締役会</u>で定める取締役会規定による。</p> <p>(削除)</p>
<p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p><u>第26条</u> 取締役会は、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p><u>(2)取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代る。</u></p>	<p>(取締役会決議の省略)</p> <p><u>第25条</u> 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、<u>取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(削除)</p>
<p>(取締役会の招集)</p> <p><u>第27条</u> 取締役会を招集するときは、各取締役および監査役に対し会日の2日前までにその通知を発する。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>(2)取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第26条</u> 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議をもって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(報酬等)</p> <p><u>第28条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第29条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(2)当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u> (員数)</p> <p><u>第30条</u> <u>当社に3名以上の監査役を置く。</u></p> <p>(選任)</p> <p><u>第31条</u> <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p><u>第27条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第28条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(2)当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(執行役員)</p> <p><u>第29条</u> <u>取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、当社の業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(任期)</p> <p>第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p><u>(2)任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 <u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(監査役会)</p> <p>第34条 <u>監査役に関する事項については法令または定款に別段に定めがある場合を除き監査役会で定める監査役会規定による。</u></p> <p><u>(2)監査役会規定は監査役の過半数をもって定める。</u></p>	<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会に関する事項については法令または定款に別段に定めがある場合を除き監査等委員会で定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>(削除)</p>
<p>(招集)</p> <p>第35条 <u>監査役会を招集するときは、各監査役に対し会日の2日前までにその通知を発する。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(2)監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(招集)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会を招集するときは、各監査等委員に対し会日の2日前までにその通知を発する。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(2)監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(報酬等)</p> <p>第36条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>(2)当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第38条 (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第33条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 計 算</p> <p>第39条～第40条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計 算</p> <p>第34条～第35条 (現行どおり)</p>
<p><u>(中間配当)</u></p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議により、<u>毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第42条 (条文省略)</p>	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第36条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、<u>別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>第37条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設) (新設)</p>	<p><u>附則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 第1条 当社は会社法第426条第1項の規定により、第99期定時株主総会終結前に任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 (2)第99期定時株主総会終結前に監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条第2項の定めるところによる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u> 第2条 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 (2)前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。 (3)本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（9名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）9名の選任をお願いするものであります。

各取締役候補者は、指名報酬委員会の答申に基づき、取締役会において決定したものです。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当等	属性
1	村田 和夫	代表取締役会長	再任
2	野澤 哲夫	代表取締役社長	再任
3	田浦 義明	取締役専務執行役員 経営部門担当	再任
4	浦野 正美	取締役常務執行役員 経営部門（総務部・経営管理部）統括	再任
5	須賀 和徳	取締役上席執行役員 電子事業部門担当	再任
6	伊藤 明彦	上席執行役員 非鉄金属部門担当	新任
7	斎藤 脩	社外取締役	再任 社外 独立
8	小谷 健	社外取締役	再任 社外 独立
9	大栗 育夫	社外取締役	再任 社外 独立

新任 新任取締役候補者
 再任 再任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

再任

むら た かず お
村田 和夫 (1941年10月17日生)

所有する当社の株式数…………… 156,410株
 取締役在任年数…………… 30年

略歴、当社における地位及び担当

1964年 4月	当社入社	2000年 6月	常務取締役
1983年10月	栃木支店長	2003年 4月	代表取締役社長
1991年 2月	統括部長	2014年 4月	代表取締役会長 (現任)
1992年 6月	取締役		

重要な兼職の状況

メタルアクト株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

村田和夫氏を取締役候補者とした理由は、長年の代表取締役の経験から、戦略・経営面の豊富な知見を有するとともに当社グループ全体に精通した幅広い知見及び、販売先及び仕入先の業界全体に広い人脈を有しており、当社グループの国内外の一層の事業拡大と当社グループの企業価値の向上に寄与するものと判断したためであります。

候補者番号

2

再任

の ざわ てつ お
野澤 哲夫 (1957年 1月23日生)

所有する当社の株式数…………… 15,500株
 取締役在任年数…………… 11年

略歴、当社における地位及び担当

1980年12月	当社入社	2014年 4月	常務取締役 部門総括
1995年 5月	滋賀支店長	2014年 6月	取締役常務執行役員 部門総括
2005年 4月	統括部長	2019年 4月	取締役常務執行役員 部門担当
2007年 4月	執行役員	2022年 4月	代表取締役社長 (現任)
2011年 6月	取締役 部門総括		

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

野澤哲夫氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり当社の主力事業である鉄鋼業界に従事し、また2022年に代表取締役に就任しており、その経験や戦略面の豊富な知見により、当社グループの一層の事業拡大と企業価値の向上に寄与するものと判断したためであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

3

再任

た うら よし あき
田 浦 義 明 (1954年5月9日生)

所有する当社の株式数…………… 12,200株
 取締役在任年数…………… 13年

略歴、当社における地位及び担当

1977年4月	株式会社大和銀行(現株式会社りそな銀行)入社	2009年6月	当社顧問
2003年6月	同行執行役 人事部担当	2009年6月	取締役
2005年6月	同行常務執行役員 東京中央地域CEO兼キャピトルみなど地域CEO	2010年3月	取締役 部門担当
		2011年4月	常務取締役 部門総括
		2013年4月	専務取締役 部門総括
2008年4月	同行常務執行役員 内部監査部門担当	2014年6月	取締役専務執行役員 部門総括
		2019年6月	取締役専務執行役員 経営部門担当 (現任)

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

田浦義明氏を取締役候補者とした理由は、他社における役員及び当社における2009年からの取締役の経験から、戦略・経営面の豊富な知見を有し、特に財務や経営管理全般に関する知見に優れており、当社グループの国内外の一層の事業拡大と当社グループの企業価値の向上に寄与するものと判断したためであります。

候補者番号

4

再任

うら の まさ み
浦 野 正 美 (1958年1月16日生)

所有する当社の株式数…………… 6,600株
 取締役在任年数…………… 3年

略歴、当社における地位及び担当

1981年4月	当社入社	2015年4月	上席執行役員
1995年2月	経理部会計課長	2018年6月	常務執行役員 部門統括
2001年6月	監査部長	2019年6月	取締役常務執行役員 経営部門(総務部・経営管理部) 統括 (現任)
2007年4月	副統括部長		
2008年4月	執行役員		

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

浦野正美氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたる管理部門での業務経験から、特に人事、財務、経営管理全般に関する知見に優れており、当社グループの国内外の事業拡大と当社グループの企業価値向上に寄与すると判断したためであります。

候補者番号

5

再任

す が かず のり
須賀 和徳 (1965年7月30日生)

所有する当社の株式数…………… 15,500株
 取締役在任年数…………… 3年

略歴、当社における地位及び担当

1991年4月	当社入社	2018年6月	上席執行役員
2004年4月	電子材料部材料課長	2019年4月	上席執行役員 部門統括
2008年4月	電子材料部長	2019年6月	取締役上席執行役員 電子材料部門（現電子事業部門）担当（現任）
2010年4月	統括部長		
2014年6月	執行役員		

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

須賀和徳氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたる電子事業部門業務経験から、特に海外における戦略・経営面での豊富な知見を有し、当社グループの国内外の事業拡大と当社グループの企業価値向上に寄与すると判断したためであります。

候補者番号

6

新任

い とう あき ひこ
伊藤 明彦 (1961年4月13日生)

所有する当社の株式数…………… 20,900株

略歴、当社における地位及び担当

1985年4月	当社入社	2009年4月	統括部長
2001年4月	非鉄金属部第1課長	2010年4月	執行役員
2001年10月	名古屋支店長	2019年6月	上席執行役員 非鉄金属部門担当（現任）
2008年4月	副統括部長		

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

伊藤明彦氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたる鉄鋼・非鉄金属部門業務経験から、特に海外における戦略・経営面での豊富な知見を有し、当社グループの国内外の事業拡大と当社グループの企業価値向上に寄与すると判断したためであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

7

再任

社外

独立

さいとう おさむ
齋藤 脩 (1947年9月14日生)

所有する当社の株式数…………… 13,900株
社外取締役在任年数…………… 7年

略歴、当社における地位及び担当

1970年4月	日本鋼管株式会社入社	2005年6月	J F E ホールディングス株式会社 取締役
1999年6月	同社取締役総合企画部長		
2000年4月	同社常務執行役員総合企画部長	2008年6月	東京リース株式会社取締役
2001年4月	同社専務執行役員総合企画部長	2009年4月	東京センチュリーリース株式会社 (現東京センチュリー株式会社) 監査役
2002年9月	J F E ホールディングス株式会社 専務執行役員		
2005年4月	J F E エンジニアリング株式会社 代表取締役社長	2011年6月	当社社外監査役
		2015年6月	当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

鉄鋼メーカーにおける総合企画部門、経営及び他社における監査役の経験を通じて培われた広範な知識と豊富な経験を有しており、実践的かつ専門的な視点から当社の経営判断に対する助言および業務執行に対する監督の役割を担っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

候補者番号

8

再任

社外

独立

こたに けん
小谷 健 (1946年9月12日生)

所有する当社の株式数…………… 4,700株
社外取締役在任年数…………… 5年

略歴、当社における地位及び担当

1969年4月	トピー実業株式会社入社	2006年4月	同社取締役副社長
1994年4月	同社金属建材本部プロジェクト営業部長	2010年4月	同社代表取締役社長
		2013年4月	同社取締役相談役
1998年6月	同社取締役	2015年6月	同社相談役
2000年6月	同社常務取締役	2017年6月	当社社外取締役 (現任)
2003年4月	同社専務取締役		

重要な兼職の状況

株式会社アドバネクス社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

鉄鋼を中心に扱う商社における新規事業部門、経営及び他社における社外取締役の経験を通じて培われた広範な知識と豊富な経験を有しており、実践的かつ専門的な視点から当社の経営判断に対する助言および業務執行に対する監督の役割を担っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

候補者番号

9

再任

社外

独立

おおぐり いくお
大栗 育夫 (1950年5月11日生)

所有する当社の株式数…………… 200株
社外取締役在任年数…………… 1年

略歴、当社における地位及び担当

1974年 3月	株式会社長谷工コーポレーション 入社	2006年 7月	同社代表取締役兼専務執行役員、 技術管掌
1989年10月	同社エンジニアリング事業部都市 環境設計室室長	2010年 4月	同社代表取締役社長
2001年 4月	同社エンジニアリング事業部長	2014年 4月	同社代表取締役会長
2001年 6月	同社取締役	2020年 4月	同社取締役相談役
2004年 6月	同社常務取締役	2020年 6月	同社相談役 (現任)
		2021年 6月	当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社長谷工コーポレーション相談役
OKK株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

ゼネコンにおける技術部門、経営及び他社における社外取締役の経験を通じて培われた広範な知識と豊富な経験を有しており、実践的かつ専門的な視点から当社の経営判断に対する助言および業務執行に対する監督の役割を担っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

- (注) 1. 伊藤明彦氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 大栗育夫氏は、2022年6月20日をもって、〇ＫＫ株式会社の取締役を退任される予定であります。
4. 斎藤脩氏、小谷健氏及び大栗育夫氏は、社外取締役候補者であります。
5. 各取締役候補者の在任年数は、本定時株主総会終結時の在任年数を記載しております。
6. 当社と社外取締役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができず。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、法令の定める額とします。
当社は、斎藤脩氏、小谷健氏及び大栗育夫氏との間に責任限定契約を締結しており、本議案が承認可決された場合、引き続き、継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります）。各候補者は、本議案が承認可決された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、斎藤脩氏、小谷健氏及び大栗育夫氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。斎藤脩氏、小谷健氏及び大栗育夫氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
斎藤脩氏は当社仕入先であるＪＦＥスチール株式会社の親会社、ＪＦＥホールディングス株式会社出身ですが、2008年6月に同社を退社してから13年が経過しており、同社の意向に影響される立場にありません。またＪＦＥホールディングス株式会社グループの当社に対する持株比率が1.2%であることから、同社の当社に対する影響度は希薄であると考えます。従って、同氏と一般株主との間に利益相反のおそれがないと判断しております。
小谷健氏は2016年6月にトピー実業株式会社を退社して5年が経過しており、同社の意向に影響される立場にありません。当社の同社及び同社グループからの仕入割合は極めて軽微で依存度が突出していないこと、及び同社は当社株式を保有していないことから、同社の当社に対する影響度は希薄であると考えます。従って、同氏と一般株主との間に利益相反のおそれがないと判断しております。
大栗育夫氏は当社との間に特別の利害関係を有しておりません。従って、同氏と一般株主との間に利益相反のおそれがないと判断しております。
9. 〇ＫＫ株式会社は2017年3月期から2021年3月期第3四半期までの決算短信等において、上場規則に違反して虚偽と認められる開示を行っておりました。大栗育夫氏は2019年6月から同社の社外取締役として在任しておりますが、同氏は本違反行為が判明するまでその事実を認識しておりませんでした。同氏は日頃から取締役会で法令遵守の注意喚起を行っており、本違反行為の事実確認後は法令違反の徹底、再発防止にむけた取組みに対し、提言を行うなどその職責を果たされました。

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

各監査等委員である取締役候補者は、指名報酬委員会の答申に基づき、取締役会において決定したものです。また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当等	属性
1	原 嘉男 <small>はら よしお</small>	社外監査役	新任 社外 独立
2	赤石 幹雄 <small>あか いし みきお</small>	社外監査役	新任 社外 独立
3	森 隆浩 <small>もり たかひろ</small>	—	新任 社外 独立

新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

新任

社外

独立

はら よし お
原 嘉 男 (1941年2月9日生)

所有する当社の株式数…………… 4,100株
取締役在任年数…………… 一
監査役在任年数…………… 7年

略歴、当社における地位及び担当

1963年 8月	東京部品工業株式会社（現株式会社 T B K）入社	2001年 4月	同社代表取締役社長
1988年 5月	同社経理部長	2007年 6月	同社代表取締役会長
1993年 6月	同社取締役企画部長	2009年 6月	同社相談役
1997年 4月	同社取締役営業本部長	2015年 6月	当社社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

部品メーカーにおける経理企画部門、製造部門及び経営の経験を通じて培われた広範な知識と豊富な経験を有しており、実践的かつ専門的な視点から当社の経営判断に対する助言および業務執行に対する監督の役割を担っていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

候補者番号

2

新任

社外

独立

あか いし みき お
赤 石 幹 雄 (1955年 1月18日生)

所有する当社の株式数…………… 6,400株
取締役在任年数…………… 一
監査役在任年数…………… 4年

略歴、当社における地位及び担当

1979年 4月	日本鋼管株式会社入社	2009年 6月	ジェコス株式会社非常勤監査役
2006年 1月	J F E スチール株式会社西日本製鉄所（福山地区）総務部長	2013年 6月	東京エレクトロン株式会社常勤監査役
2009年 4月	同社監査役事務局部長	2018年 6月	当社社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

鉄鋼メーカーにおける総務部門、監査部門、営業部門（海外含む）及び他社における監査役の経験を通じて培われた広範な知識と豊富な経験を有しており、実践的かつ専門的な視点から当社の経営判断に対する助言および業務執行に対する監督の役割を担っていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

候補者番号

3

新任

社外

独立

もり たか ひろ
森 隆 浩 (1961年8月17日生)

所有する当社の株式数…………… 0株
取締役在任年数…………… —

略歴、当社における地位及び担当

1986年 4月	株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行）入社	2014年 4月	同社執行役員
2005年 2月	株式会社りそな銀行柏支店長	2018年 4月	りそなカード株式会社専務取締役
2013年 4月	同社統括部長	2022年 4月	りそなカード株式会社顧問（現任）

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

金融機関における営業部門、経営及び債権管理の経験を通じて培われた広範な知識と豊富な経験を有しており、実践的かつ専門的な視点から当社の経営判断に対する助言および業務執行に対する監督の役割を担っていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 各候補者は、新任の監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 原嘉男氏及び赤石幹雄氏の監査役在任年数は、本定時株主総会終結時の在任年数を記載しております。
4. 当社と社外取締役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができません。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、法令の定める額とします。
- 原嘉男氏、赤石幹雄氏及び森隆浩氏の選任が承認可決された場合、当社は各氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります）。各候補者は、本議案が承認可決された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、原嘉男氏及び赤石幹雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。原嘉男氏及び赤石幹雄氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、森隆浩氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員条件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
- 原嘉男氏は2013年7月に株式会社T B Kを退社して約8年が経過しており、同社の意向に影響される立場にありません。同社は当社株式を保有していないことから、同社の当社に対する影響度は希薄であると考えます。従って、同氏と一般株主との間に利益相反のおそれがないと判断しております。
- 赤石幹雄氏は2013年3月にJ F E スチール株式会社を退社して9年が経過しており、同社の意向に影響される立場にありません。またJ F E スチール株式会社の当社に対する持株比率が1.2%であることから、同社の当社に対する影響度は希薄であると考えます。従って、同氏と一般株主との間に利益相反のおそれがないと判断しております。
- 森隆浩氏は当社の取引銀行である株式会社りそな銀行出身ですが、同社の当社に対する持株比率が2.6%であることから、同社の当社に対する影響度は希薄であると考えます。従って、同氏と一般株主との間に利益相反のおそれがないと判断しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

<ご参考>取締役候補者の主な経験分野・専門性

氏名	企業経営	財務会計	法務・ コンプライアンス	事業投資	営業・ マーケティング	グローバル	製造・技術
村田和夫	●			●	●		
野澤哲夫	●			●	●		
田浦義明		●	●	●			
浦野正美		●	●	●			
須賀和徳				●	●	●	
伊藤明彦				●	●	●	
斎藤 脩	●		●		●		
小谷 健	●		●		●		
大栗育夫	●			●			●
原 嘉男	●	●					●
赤石幹雄			●		●	●	
森 隆浩		●	●		●		

※上記一覧表は、各人の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議は、第2号議案「定款一部変更の件」の決議に基づく監査等委員会設置会社への移行に係る定款一部変更の効力発生を条件として、その効力を生じるものいたします。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は以下のとおりであります。

さ か お え い じ
坂 尾 栄 治 (1965年3月12日生)

所有する当社の株式数…………… 0株

略歴

1987年4月	株式会社新宿中村屋入社	1996年10月	株式会社ビジネスバンクコンサルティング (現株式会社ジェクシード)入社
1992年10月	井上斎藤英和監査法人(現有限責任あずさ監 査法人)入所	2004年8月	有限会社アップライト(現株式会社アップラ イト)代表取締役社長(現任)
1996年3月	坂尾公認会計士事務所設立		

重要な兼職の状況

特定非営利活動法人日本IT会計士連盟代表理事

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

坂尾栄治氏につきましては、長年公認会計士として培われた会社財務知識を有し、監査等委員である取締役に就任された場合には当社の監査体制にその知識を活かした有効な助言ができるものと判断したためであります。選任後は会計士としての専門的な知見を活かし、監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 坂尾栄治氏は、補欠の監査等委員である取締役候補者として選任するものであります。
3. 当社と社外取締役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める額としております。本議案が承認可決され、坂尾栄治氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、社外取締役として当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております(ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります)。本議案が承認可決され、坂尾栄治氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 坂尾栄治氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第6号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額設定の件

当社の取締役の報酬限度額は2018年6月22日開催の第95期定時株主総会において年額480百万円以内（うち社外取締役分は40百万円以内）（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議をいただき、今日に至っております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたしますが、これに伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）に対する年額の報酬限度額の承認をお願いするものであります。

その金額は、当社の取締役が当社のビジョンや戦略の実現にむけ意欲的に取り組み、持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に資するための報酬制度とする目的から年額650百万円以内（うち社外取締役分年額50百万円以内）と改定させていただきたいと存じます。また、当該報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。（現在は使用人兼務取締役はおりません。）

本議案をご承認いただいた場合、本総会終結後の取締役会において、事業報告45～46頁記載の取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針につき対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と変更することを予定しております。本議案は、定款における取締役の員数、経済情勢や市場動向及び業績等を勘案のうえ、妥当であるとともに、優秀な人材を確保・維持するのに必要かつ、適切な水準であり、当該基本方針と照らして相当な内容であると考えております。また、指名報酬委員会からもその旨の答申を受けております。

取締役の報酬は株主総会で承認された範囲内で、毎年指名報酬委員会への諮問・答申を経て取締役会において決定しております。各取締役の基本報酬と業績連動報酬の基準となる事業年度の業績や目標達成度合について社外役員が過半数を占める指名報酬委員会で審議し、取締役個人の業績評価については、取締役会の委任に基づき指名報酬委員会がその相当性や決定プロセスの適正性を確認のうえ評価を決定しております。指名報酬委員会の構成員は、社外役員4名を含む6名で構成されております。

なお、現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）であり、本議案に係る取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、現在と同様に9名（うち社外取締役3名）となります。

本議案の決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものとしたします。

第7号議案

監査等委員である取締役に対する報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬の限度額を、監査等委員である取締役の職務、責任及び市場動向等も考慮して、年額100百万円以内とさせていただきたいと存じます。

当該報酬額は、定款一部変更後の監査等委員である取締役の員数、経済環境や市場動向等と比較して妥当であるとともに、優秀な人材を確保・維持するのに必要かつ適切な水準であり、相当であると考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものいたします。

第8号議案

取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額及び内容決定の件

当社は、2018年6月22日開催の第95期定時株主総会において、取締役に対する株式報酬型ストックオプションの報酬額を取締役の報酬額とは別額で年額55百万円以内（うち社外取締役分は5百万円以内）と決議をいただき今日にいたっております。

監査等委員会設置会社への移行に伴い、あらたに取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）に対し、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬制度を決定させていただきたいと存じます。

本制度は取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への貢献意欲を一層高めることを目的とし、取締役の報酬額とは別額で年額60百万円以内と改定させていただきたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、本総会終結後の取締役会において、事業報告45～46頁記載の取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針につき株式報酬の対象者から社外取締役を除くことを予定しております。

本議案は、定款における取締役の員数、経済情勢や市場動向及び業績等を勘案のうえ、妥当であるとともに、優秀な人材を確保・維持するのに必要かつ、適切な水準であり、当該基本方針と照らして相当な内容であると考えております。また、指名報酬委員会からもその旨の答申を受けております。

取締役の報酬は株主総会で承認された範囲内で、毎年指名報酬委員会への諮問・答申を経て取締役会において決定しております。各取締役の基本報酬と業績連動報酬の基準となる事業年度の業績や目標達成度合について社外役員が過半数を占める指名報酬委員会で審議し、取締役個人の業績評価については、取締役会の委任に基づき、指名報酬委員会がその相当性や決定プロセスの適正性を確認のうえ評価を決定しております。指名報酬委員会の構成員は、社外役員4名を含む6名で構成されております。

なお、当社の取締役の報酬限度額は2018年6月22日開催の第95期定時株主総会において年額480百万円以内（うち社外取締役分は40百万円以内）（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議をいただいておりますが、第6号議案が承認、可決されますと報酬限度額は年額650百万円以内（うち社外取締役分年額50百万円以内）（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）となります。

また、現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、現在と同様に9名（うち社外取締役3名）となります。

本議案の決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

本新株予約権の具体的内容は以下のとおりです。

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数は、取締役に対しては総数100,000株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とする。各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とし、付与株式数が調整された場合には、取締役に交付する株式の総数につき、調整後の付与株式数に下記②の新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

付与株式数の調整は、本議案の決議の日（以下、「決議日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載に同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により行い、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

② 新株予約権の総数

取締役に対して割当てる新株予約権の総数1,000個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割当てる新株予約権の数の上限とする。

③ 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会にて定める額とする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の範囲で、取締役会において定める。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

⑦ 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記⑤の期間において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降に新株予約権を行使することができるものとする。その他、新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

⑧ その他の新株予約権の内容

上記①から⑦に記載のない新株予約権に関するその他の内容については、取締役会において定める。

以上

(提供書面)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による影響で経済活動の制約が続いている中、ワクチン接種の普及等により経済活動の再開が進み、製造業を中心に景気の回復も見られました。一方で、材料市況は経済活動の再開に伴い、材料供給が逼迫した影響等で材料価格の上昇が続いております。

このような状況下におきまして、当社グループは、引き続き第二次中期経営計画で掲げた経営目標の進捗状況を管理しながら各重点課題に取り組んでおり、通期の連結業績は、2,361億6千2百万円（前期比－％）となりました。

企業集団の事業別セグメント売上高の内訳は次のとおりであります。

事業	前連結会計年度 自 2020年4月1日 至 2021年3月31日		当連結会計年度 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日		増減	
	金額 (百万円)	構成比	金額 (百万円)	構成比	金額 (百万円)	増減率
鉄鋼	112,689	64.2%	151,570	64.2%	38,880	－％
非鉄金属	24,903	14.2%	35,859	15.2%	10,955	－％
電子事業	18,848	10.7%	29,163	12.3%	10,315	－％
ライフ営業	10,914	6.2%	10,692	4.5%	△221	－％
機械・工具	4,682	2.7%	5,455	2.3%	773	－％
営業開発	3,426	2.0%	3,420	1.5%	△5	－％
合計	175,464	100.0%	236,162	100.0%	60,697	－％

(注) 上記は外部顧客に対する売上高を記載しております。

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、2022年3月期に係る売上高については、当該会計基準等を適用した後の数値となっており、対前期増減率は記載しておりません。

鉄鋼事業においては、鋼材価格の上昇による影響に加え、主要取引業界である商用車業界や国内の建産機業界向けの販売が堅調に推移したこと等により、売上高は1,515億7千万円（前期比－％）、営業利益は33億9千1百万円（前期比193.4％増）となりました。

非鉄金属事業においては、地金相場の上昇による影響に加え、主要取引業界である商用車業界向けの販売が堅調に推移したこと等により、売上高は358億5千9百万円（前期比－％）、営業利益は4億7千2百万円（前期比283.2％増）となりました。

電子事業においては、主力のプリント配線基板用積層板の販売に加えて、液晶、半導体向け部材の輸出及び部品の販売が堅調に推移したこと等により、売上高は291億6千3百万円（前期比－％）、営業利益は11億3千7百万円（前期比80.2％増）となりました。

ライフ営業事業においては、外出自粛による在宅での消費需要が高まる中、自社商品販売を推進しましたが、売上高は106億9千2百万円（前期比－％）、営業利益は8億5千1百万円（前期比18.7％減）となりました。

機械・工具事業においては、国内の拠点網を活用しながら、取引先への販売活動を積極的に推進したこと等により、売上高は54億5千5百万円（前期比－％）、営業損失は8千4百万円（前期は営業損失1億6千6百万円）となりました。

営業開発事業においては、主力の商材及び工事案件を適宜受注しましたが、売上高は34億2千万円（前期比－％）、営業損失は3千5百万円（前期は営業利益3百万円）となりました。

当社グループの収益面におきましては、営業利益は57億3千4百万円（前期比105.1％増）、経常利益は62億6千3百万円（前期比87.0％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は40億1千6百万円（前期比44.2％増）となりました。

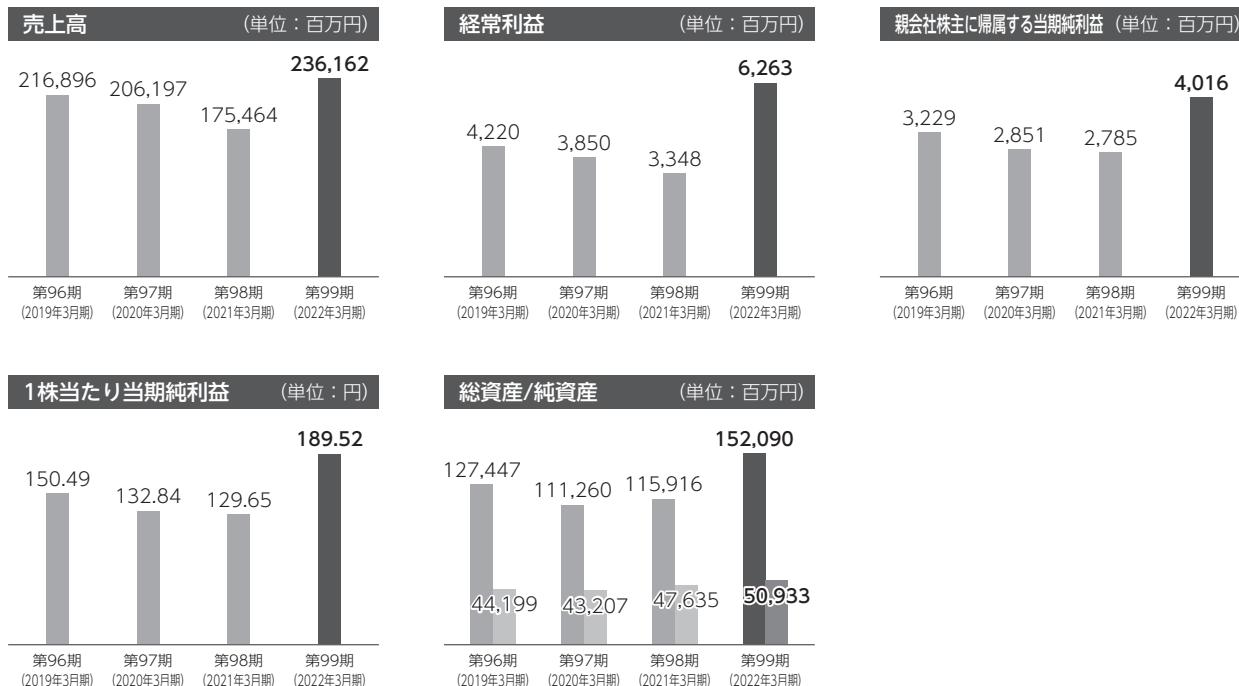
② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は4億1千6百万円であり、主なものは、鉄鋼事業の事業用建物・機械装置の取得等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金について、49億円の調達及び35億5千6百万円の返済を実施いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



	第96期 (2019年3月期)	第97期 (2020年3月期)	第98期 (2021年3月期)	第99期 (2022年3月期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	216,896	206,197	175,464	236,162
経常利益 (百万円)	4,220	3,850	3,348	6,263
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,229	2,851	2,785	4,016
1株当たり当期純利益 (円)	150.49	132.84	129.65	189.52
総資産 (百万円)	127,447	111,260	115,916	152,090
純資産 (百万円)	44,199	43,207	47,635	50,933

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、2022年3月期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
エヌケーテック株式会社	64	100.00	鉄鋼及び非鉄金属等の加工並びに販売
日本洋食器株式会社	40	100.00	金属洋食器等の製造及び販売
メタルアクト株式会社	320	100.00	鉄鋼及びその他金属製品の販売
佐藤ケミグラス株式会社	30	100.00	非鉄金属等の加工及び販売
大東鋼業株式会社	30	100.00	鉄鋼及び鉄鋼二次製品の加工並びに販売
富士自動車興業株式会社	90	100.00	鉄鋼及び非鉄金属部品等の製造並びに販売
香港佐藤商事有限公司	100千米ドル	100.00	電子材料及び電子部品等の販売、輸出入業務
SATO-SHOJI(THAILAND)CO.,LTD.	110 ^{百万} バーツ	99.64	鉄鋼及び電子材料の販売
上海佐商貿易有限公司	4,480千米ドル	100.00	鉄鋼及び非鉄金属等の販売、輸出入業務
SATO-SHOJI(VIETNAM)CO.,LTD.	1,100千米ドル	100.00	鉄鋼及び非鉄金属等の販売
SATO SHOJI ASIA PACIFIC PTE.LTD.	100千米ドル	100.00	電子材料及び電子部品等の販売、輸出入業務
広州佐商貿易有限公司	5,000千元	100.00	鉄鋼及び電子材料、電子部品等の販売、輸出入業務

(注) 広州佐商貿易有限公司については、重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

(4) 対処すべき課題

中長期的な会社の経営戦略を達成すべく、下記施策を展開してまいります。

- ①取引金額の多寡に比例する取引リスクの評価が必要な案件については、様々な角度からの検討を反映させるため、与信投資委員会にてリスクの把握と対策を検討し、案件の進捗を管理する。
- ②加工品取引が拡大する中、加工品推進室を設けることで、事前に加工不良等に起因する大きな損失の発生を抑制するとともに、予め指定した特定取引については、受注時から一定の条件で制限しリスク軽減を図る。
- ③鉄鋼事業では、ユーザーを重視した営業活動、注力商材の拡販に加え、グループ拠点との連携、未進出地域への開拓、海外人材の育成を推進する。併せて、中国・東南アジア・南アジア地域での営業拠点の充実及び各現調化への対応により拡販する。
- ④非鉄金属事業では、ユーザーを重視した営業活動、注力商材の拡販に加え、メーカー等との技術提携及び専門技術者の活用を推進する。また、グループの海外拠点を活かした販売体制を強化し、東南アジア地域等での新規開拓・拡販に注力する。
- ⑤電子事業では、既存のプリント配線基板用積層板に加え、実装部品等の注力商材の取り扱いを強化し、国内外の拠点を活かしながらグループ全体での拡販を推進する。香港・タイ・韓国・シンガポール・広州等の海外営業拠点を更に充実させながら、販売地域を拡大する。
- ⑥ライフ営業事業では、オリジナルブランド商品開発、海外生産による低価格商品開発を行い、自社商品を中心とした国内販売を推進する。また、直営アウトレットやセルフリキデーション企画、ネット媒体での直販を強化し、国内外の大手販社への新規開拓を推進する。
- ⑦機械・工具事業では、大手ユーザーグループへの更なる拡販とともに、新規メーカーを開拓し販売体制を強化しながら、国内外の他部門拠点を活用した網羅的な営業領域の拡大を推進する。また、ロボット自動化やライン設備一括提案による営業活動に注力する。
- ⑧営業開発事業では、環境関連商品の開発や各セグメントのユーザーが取り扱う製品の販売等に取り組み、国内の拠点網を活かしながら販売活動を推進する。
- ⑨社員教育の推進による人材育成の強化並びに女性社員やシニア社員の積極的な活用を推進する。
- ⑩勤務形態の多様化や適材適所での人材活用を推進し、働きやすい職場環境をつくる。
- ⑪海外駐在者や現地採用社員育成の強化並びに、海外拡販に向けた販売体制の充実を図る。
- ⑫システムデータの高度活用による効率経営及びグローバル化に対応するため、データの有効的な活用やデジタル化による業務の合理化を図ると共に、通信環境や情報セキュリティ管理を強化して、テレワーク等による業務の効率化を図る。
- ⑬個人情報を含んだ情報資産を適切に管理するため、個人情報管理体制の構築と情報漏洩防止対策を強化する。
- ⑭新型コロナウイルス感染症に関する対策として、安全衛生の徹底、テレワーク及び時差出勤の推進、WEB会議の活用等を実施する。
- ⑮サステナビリティ経営に関する取り組みや人的資本への投資を推進する。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業内容	主要製品
鉄鋼	普通鋼、特殊鋼、建築用の資材、機材など
非鉄金属	アルミニウム、亜鉛、メタルシリコン、銅合金、その他非鉄製品など
電子事業	プリント配線基板用積層板・関連副資材（フィルム）など
ライフ営業	金属洋食器、陶磁器、パーソナルカラオケ、貴金属など
機械・工具	工作機械、各種設備・装置、輸入機械、切削工具、研削砥石など
営業開発	遮熱・断熱塗装、LEDランプ、廃プラスチック材など

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

名称	所在地	
	本 社	支 店
当社	本 社	東京都千代田区
	支 店	札幌、神奈川、名古屋、大阪、九州ほか35店
エヌケーテック株式会社	本 社	埼玉県さいたま市
	工 場	新潟県燕市
日本洋食器株式会社	本 社	新潟県燕市
メタルアクト株式会社	本 社	愛知県名古屋市
	倉 庫	愛知県名古屋市
佐藤ケミグラス株式会社	本 社	大阪府堺市
	支 店	茨城県つくば市
大東鋼業株式会社	本 社	神奈川県藤沢市
富士自動車興業株式会社	本 社	神奈川県相模原市
香港佐藤商事有限公司	本 社	香港
SATO-SHOJI (THAILAND) CO.,LTD.	本 社	タイバンコク
	倉 庫	タイプラチンプリ
上海佐商貿易有限公司	本 社	中国上海
	支 店	中国常州
SATO-SHOJI (VIETNAM) CO.,LTD.	本 社	ベトナムホーチミン
	支 店	ベトナムハノイ
SATO SHOJI ASIA PACIFIC PTE.LTD.	本 社	シンガポール
広州佐商貿易有限公司	本 社	中国広州

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,012 (87) 名	22名増 (1名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、パートは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
645 (68) 名	10名増 (増減なし)	42.8歳	13.4年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社りそな銀行	7,494
株式会社常陽銀行	7,100
株式会社三井住友銀行	6,550
株式会社三菱UFJ銀行	6,546
株式会社みずほ銀行	2,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 **87,000,000株**
- ② 発行済株式の総数 **21,799,050株**
- ③ 株主数 **4,671名**
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,958	9.3
三神興業株式会社	1,590	7.5
いすゞ自動車株式会社	1,451	6.9
NOK株式会社	619	2.9
株式会社りそな銀行	554	2.6
佐藤商事取引先持株会	532	2.5
三原不動産株式会社	530	2.5
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	520	2.5
日本シイエムケイ株式会社	512	2.4
山陽特殊製鋼株式会社	499	2.4

(注) 当社は自己株式733千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
持株比率は自己株式（733千株）を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役会長	村田 和 夫	メタルアクト株式会社代表取締役社長
代表取締役社長	音羽 正 利	
取締役	田 浦 義 明	
取締役	野 澤 哲 夫	
取締役	浦 野 正 美	
取締役	須 賀 和 徳	
取締役	斎 藤 脩	
取締役	小 谷 健	株式会社アドバネクス社外取締役
取締役	大 栗 育 夫	株式会社長谷工コーポレーション相談役 〇 K K 株式会社社外取締役
常勤監査役	饗 庭 典 宏	
監査役	原 嘉 男	
監査役	赤 石 幹 雄	

- (注) 1. 各取締役の担当については、次頁の「②執行役員の状況」に記載しております。
2. 取締役斎藤脩氏、取締役小谷健氏及び取締役大栗育夫氏は、社外取締役であります。
3. 常勤監査役饗庭典宏氏、監査役原嘉男氏及び監査役赤石幹雄氏は、社外監査役であります。
4. 常勤監査役饗庭典宏氏、監査役原嘉男氏及び監査役赤石幹雄氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役饗庭典宏氏は、他社において常務取締役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - ・監査役原嘉男氏は、他社において代表取締役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - ・監査役赤石幹雄氏は、他社において監査役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は取締役斎藤脩氏、取締役小谷健氏、取締役大栗育夫氏、常勤監査役饗庭典宏氏、監査役原嘉男氏及び監査役赤石幹雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度末後の取締役及び監査役の異動

氏名	異動前	異動後	異動年月日
音羽 正 利	代表取締役社長	取締役相談役	2022年4月1日
野 澤 哲 夫	取締役	代表取締役社長	2022年4月1日

② 執行役員の状況（2022年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	村田 和 夫	メタルアクト株式会社代表取締役社長
代表取締役社長	音羽 正 利	
専務執行役員	田 浦 義 明	経営部門担当
常務執行役員	野 澤 哲 夫	鉄鋼部門（本社国内部門・海外部門・北海道・東北・新潟・北陸・関東地区鉄鋼店）担当
常務執行役員	村上毅一郎	鉄鋼部門（中部地区鉄鋼店）担当
常務執行役員	浦野正美	経営部門（総務部・経営管理部）統括
常務執行役員	藤倉 諭	機械関係部門担当
上席執行役員	秋元雅行	安全・ISO推進部統括
上席執行役員	小野 誠 一	ライフ営業部門担当 日本洋食器株式会社代表取締役社長
上席執行役員	内田 秋 夫	機械部門担当
上席執行役員	須賀和徳	電子事業部門担当
上席執行役員	伊藤明彦	非鉄金属部門担当
執行役員	西山正弘	営業開発部門副統括
執行役員	長田博夫	鉄鋼部門（近畿地区鉄鋼店）担当
執行役員	杉井 淳	経営部門（情報システム部・審査法務部）統括
執行役員	奈須野 匡	ステンレス関係
執行役員	田中久義	鉄鋼部門（関東地区鉄鋼店）統括
執行役員	村田 智	鉄鋼部門（中四国・九州地区鉄鋼店）担当

- (注) 1. 田浦義明氏、野澤哲夫氏、浦野正美氏及び須賀和徳氏は取締役を兼務しております。
2. 当事業年度末日後における執行役員の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
音羽 正 利	代表取締役社長	取締役相談役	2022年4月1日
野 澤 哲 夫	鉄鋼部門（本社国内部門・海外部門・北海道・東北・新潟・北陸・関東地区鉄鋼店）担当	代表取締役社長	2022年4月1日

③ 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役、執行役員を被保険者として保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります）。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針（以下、決定方針という）を決議しております。なお、決定方針は、任意の指名報酬委員会の審議・答申を踏まえて決定しております。その概要は以下のとおりです。

1. 取締役の報酬は持続的な企業価値の向上や株主価値との共有を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。
2. 取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期の業績に連動した業績連動報酬及び中長期インセンティブとしての株式報酬（ストックオプション）により構成されております。

(1) 基本報酬

基本報酬は月例の報酬として、外部専門機関の調査における他社水準、従業員とのバランスを考慮し、役位に応じて決定しております。

(2) 業績連動報酬

業績連動報酬は各事業年度の業績や目標達成度合により決定しております。事業の再投資、株主還元の原因となる営業利益や純利益等を指標とし、従業員賞与とのバランスや取締役個人の業績評価を踏まえて決定し、基本報酬と併せて月例の報酬に均等に配分し支給しております。

(3) 株式報酬

株式報酬は中長期のインセンティブとして、株価上昇及び業績向上への貢献意欲を高めることを目的として、役位に応じて決定し、毎年1回一定の時期に取締役会決議に基づき付与しております。ただし取締役がストックオプション契約に違反や当社に対する背信行為があったと取締役会が認めた場合は、当該取締役は未行使の新株予約権を放棄いたします。

- (4) 取締役の報酬全体に占める基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬の割合は各事業年度の業績等により変動いたします。

- (5) 社外取締役の報酬も基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬としますが、基本報酬以外の業績連動報酬と株式報酬の報酬全体に占める割合は低くしております。

3. 取締役の報酬は株主総会で承認された範囲内で、毎年指名報酬委員会への諮問・答申を経て取締役会において決定しております。各取締役の基本報酬と業績連動報酬の基準となる事業年度の業績や目標達成度合について社外役員が過半数を占める指名報酬委員会で審議し、取締役個人の業績評価については、取締役会の委任に基づき指名報酬委員会がその相当性や決定プロセスの適正性を確認のうえ評価を決定しております。指名報酬委員会がその評価の相当性や公正性を取締役会に報告し客観性と透明性を担保しております。なお、指名報酬委員会の構成員は、社外役員4名を含む6名で構成されております。
4. 監査役の報酬は株主総会で承認された範囲内で、監査役の協議に基づき決定しております。

ロ. 取締役の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当期の取締役の個人別の基本報酬及び株式報酬は取締役会の決議により決定し、業績連動報酬の個人別の評価については、イ. に記載の通り社外役員が過半数を占める指名報酬委員会が取締役会の委任に基づき決定しております。指名報酬委員会では客観的・専門的な情報を踏まえ多角的に検討を行い、評価についての相当性や公正性を取締役会に報告しており、取締役会は当該方針に沿う妥当なものと判断しております。

ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2018年6月22日開催の第95期定時株主総会において年額480百万円以内（うち社外取締役分は40百万円以内）（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。

また別枠で、2018年6月22日開催の第95期定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額55百万円（うち社外取締役分は5百万円以内）を上限とすると決議いただいております。

なお、株主総会決議時における取締役の員数は8名（うち社外取締役は2名）です。

監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第84期定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。なお、株主総会決議時における監査役の員数は3名です。

また別枠で、2012年6月27日開催の第89期定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額5百万円を上限とすると決議いただいております。なお、株主総会決議時における監査役の員数は3名です。

二. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（うち社外取締役）	341 (26)	135 (13)	175 (10)	31 (2)	9 (3)
監査役（うち社外監査役）	30 (30)	15 (15)	14 (14)	1 (1)	3 (3)
合計（うち社外役員）	372 (57)	150 (28)	189 (24)	32 (3)	12 (6)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 業績連動報酬等として取締役に対して年間の金額を12等分し、毎月定額の役員報酬を支給しております。

3. 非金銭報酬等の内容は当社の新株予約権（ストックオプション）であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との兼任状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人との関係

取締役大栗育夫氏は、株式会社長谷工コーポレーションの相談役であります。株式会社長谷工コーポレーションと当社との間には、特別の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役小谷健氏は、株式会社アドバネクスの社外取締役であります。株式会社アドバネクスと当社との間には、特別の関係はありません。

取締役大栗育夫氏は、〇KK株式会社の社外取締役であります。〇KK株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。

八、当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（15回開催）		監査役会（18回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 齋藤 脩	15回	100%	－	－
取締役 小谷 健	15	100	－	－
取締役 大栗育夫	12	100	－	－
常勤監査役 饗庭典宏	15	100	18回	100%
監査役 原 嘉男	15	100	18	100
監査役 赤石幹雄	15	100	18	100

(注) 取締役大栗育夫氏は、2021年6月18日開催の第98期定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数は他の社外役員と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は12回であります。

・出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役齋藤脩氏は、当事業年度に開催された全ての取締役会に出席し、他社での代表取締役としての経験や知見を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性や内部統制の適正性を確保するための発言、当社グループの中期的な企業価値の向上に資する発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、取締役の指名や報酬に関し、手続きの公正性、透明性、客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るための発言を行っております。

取締役小谷健氏は、当事業年度に開催された全ての取締役会に出席し、他社における代表取締役としての経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保し、内部統制の適正性を確保するための発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、取締役の指名や報酬に関し、手続きの公正性、透明性、客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るための発言を行っております。

取締役大栗育夫氏は、取締役として就任以降、当事業年度に開催された全ての取締役会に出席し、他社における代表取締役としての経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保し、内部統制の適正性を確保するための発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、取締役の指名や報酬に関し、手続きの公正性、透明性、客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るための発言を行っております。

常勤監査役饗庭典宏氏は、当事業年度に開催された全ての取締役会、監査役会に出席し、他社における常務取締役としての経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保し、内部統制の適正性を確保するための発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、取締役の指名や報酬に関し、手続きの公正性、透明性、客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るための発言を行っております。

監査役原嘉男氏は、当事業年度に開催された全ての取締役会、監査役会に出席し、他社における代

表取締役としての経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保し、内部統制の適正性を確保するための発言を行っております。

監査役赤石幹雄氏は、当事業年度に開催された全ての取締役会、監査役会に出席し、他社においての監査役としての経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保し、内部統制の適正性を確保するための発言を行っております。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	46

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社（香港佐藤商事有限公司、SATO-SHOJI (THAILAND) CO.,LTD.、上海佐商貿易有限公司、SATO-SHOJI (VIETNAM) CO.,LTD.、SATO SHOJI ASIA PACIFIC PTE.LTD.及び広州佐商貿易有限公司）は当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬等の見積りの算定根拠の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

③非監査業務の内容

当社及び子会社は、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の監査業務の品質、継続監査年数のほか、会社都合等を勘案し、会計監査人の解任または不再任の決定をすることといたします。なお、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の独立性や監査品質を確保する監査体制及び監査活動の適切性や妥当性を総合的に勘案し、再任しないことが適切であると判断した場合は不再任の議案を株主総会に付議することがあります。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は監査受託者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として監査委託者から受け、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度毎の合計のうち最も高い額に二を乗じて得た額としております。

(4) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第99期 2022年3月31日現在
資産の部	
流動資産	117,853
現金及び預金	2,935
受取手形	9,104
電子記録債権	20,628
売掛金	50,647
契約資産	253
商品及び製品	28,167
その他	6,326
貸倒引当金	△211
固定資産	34,237
有形固定資産	16,254
建物及び構築物	5,671
機械装置及び運搬具	1,530
土地	8,860
建設仮勘定	0
その他	191
無形固定資産	162
投資その他の資産	17,820
投資有価証券	15,862
繰延税金資産	77
退職給付に係る資産	633
その他	1,392
貸倒引当金	△130
投資損失引当金	△14
資産合計	152,090

科目	第99期 2022年3月31日現在
負債の部	
流動負債	88,095
買掛金	50,303
電子記録債務	10,432
短期借入金	21,981
未払法人税等	1,467
契約負債	210
賞与引当金	1,679
その他	2,020
固定負債	13,061
長期借入金	9,999
繰延税金負債	2,509
退職給付に係る負債	135
役員退職慰労引当金	66
その他	349
負債合計	101,157
純資産の部	
株主資本	43,516
資本金	1,321
資本剰余金	862
利益剰余金	42,072
自己株式	△740
その他の包括利益累計額	7,034
その他有価証券評価差額金	6,325
繰延ヘッジ損益	8
為替換算調整勘定	700
新株予約権	374
非支配株主持分	8
純資産合計	50,933
負債純資産合計	152,090

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第99期
	2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売上高	236,162
売上原価	216,456
売上総利益	19,705
販売費及び一般管理費	13,971
営業利益	5,734
営業外収益	813
受取利息	6
受取配当金	384
受取賃貸料	152
仕入割引	67
持分法による投資利益	35
雇用調整助成金	7
為替差益	31
その他	129
営業外費用	284
支払利息	166
売上債権売却損	3
賃貸費用	65
その他	49
経常利益	6,263
特別利益	20
固定資産売却益	3
投資有価証券売却益	8
その他	8
特別損失	335
固定資産除却損	6
固定資産売却損	0
投資有価証券売却損	294
投資有価証券評価損	20
投資損失引当金繰入額	7
その他	7
税金等調整前当期純利益	5,948
法人税、住民税及び事業税	2,085
法人税等調整額	△154
当期純利益	4,017
非支配株主に帰属する当期純利益	1
親会社株主に帰属する当期純利益	4,016

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第99期 2022年3月31日現在
資産の部	
流動資産	103,461
現金及び預金	1,355
受取手形	8,920
電子記録債権	18,681
売掛金	46,525
契約資産	253
商品及び製品	22,297
前払金	1,386
その他	4,162
貸倒引当金	△122
固定資産	33,700
有形固定資産	13,988
建物	4,631
構築物	315
機械装置	1,251
車輛運搬具	2
工具器具備品	92
土地	7,693
建設仮勘定	0
無形固定資産	76
ソフトウェア	71
その他	4
投資その他の資産	19,635
投資有価証券	13,805
関係会社株式	3,709
関係会社出資金	216
関係会社長期貸付金	439
破産更生債権等	0
敷金及び保証金	617
長期未収入金	67
前払年金費用	633
その他	284
貸倒引当金	△130
投資損失引当金	△7
資産合計	137,161

科目	第99期 2022年3月31日現在
負債の部	
流動負債	81,056
買掛金	46,929
電子記録債務	9,311
短期借入金	16,089
1年内返済予定の長期借入金	3,636
未払金	293
未払費用	633
未払法人税等	1,233
預り金	1,171
契約負債	205
賞与引当金	1,487
その他	63
固定負債	12,089
長期借入金	9,320
長期未払金	188
長期預り金	77
繰延税金負債	2,433
資産除去債務	70
負債合計	93,146
純資産の部	
株主資本	37,267
資本金	1,321
資本剰余金	789
資本準備金	789
利益剰余金	35,896
利益準備金	329
その他利益剰余金	35,566
固定資産圧縮積立金	1,359
別途積立金	17,500
繰越利益剰余金	16,707
自己株式	△740
評価・換算差額等	6,373
その他有価証券評価差額金	6,371
繰延ヘッジ損益	1
新株予約権	374
純資産合計	44,015
負債純資産合計	137,161

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第99期
	2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売上高	208,191
売上原価	192,140
売上総利益	16,051
販売費及び一般管理費	11,724
営業利益	4,326
営業外収益	1,010
受取利息	13
受取配当金	594
受取賃貸料	215
仕入割引	67
為替差益	23
貸倒引当金戻入益	12
その他	83
営業外費用	343
支払利息	125
売上債権売却損	2
賃貸費用	164
その他	50
経常利益	4,993
特別利益	135
固定資産売却益	3
投資有価証券売却益	107
その他	24
特別損失	35
固定資産除却損	3
投資有価証券評価損	27
投資損失引当金繰入額	3
税引前当期純利益	5,093
法人税、住民税及び事業税	1,704
法人税等調整額	△151
当期純利益	3,540

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

佐藤商事株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 高崎 博
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 井上 喬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、佐藤商事株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、佐藤商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

佐藤商事株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 高崎 博
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 井上 喬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、佐藤商事株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規定に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 問わず監査法人から当該内部統制の整備及び評価の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任 問わず監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書作成時点において有効である旨の報告を、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

佐藤商事株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 饗庭典宏 ㊟

監査役（社外監査役） 原 嘉男 ㊟

監査役（社外監査役） 赤石幹雄 ㊟

以上

定時株主総会会場ご案内図

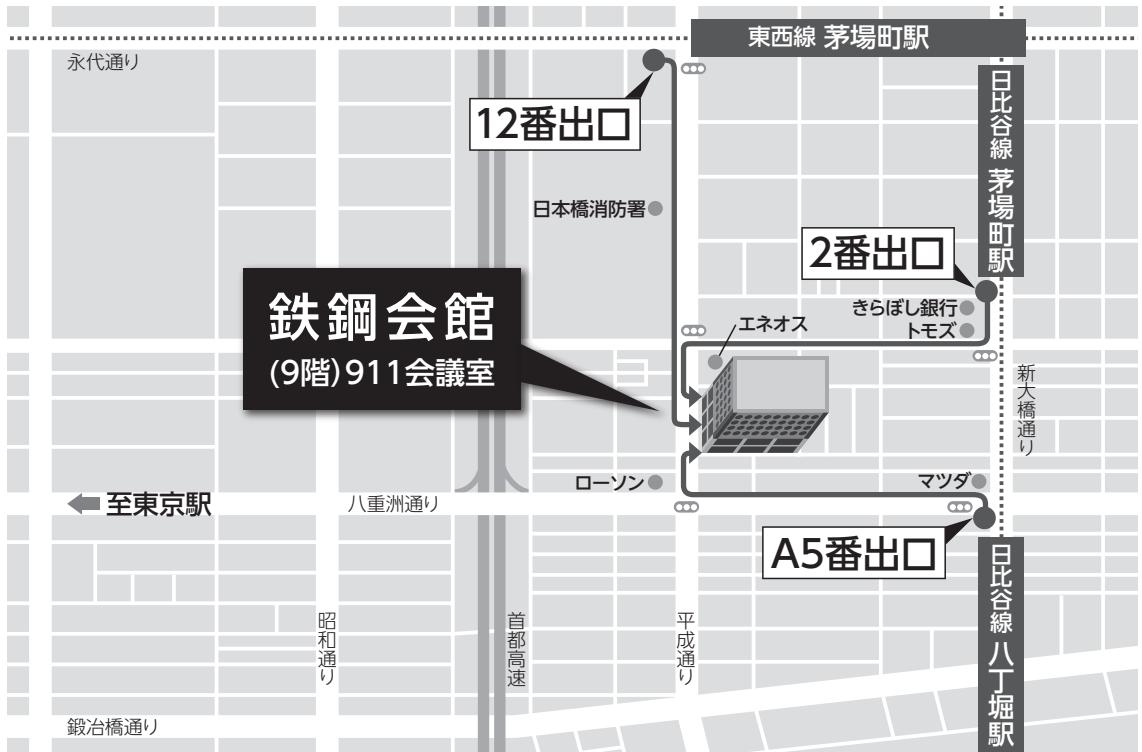
会場

東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号

鉄鋼会館(9階)911会議室 TEL:0120-404855

交通

- 茅場町駅 — 東京メトロ東西線でお越しの方 …………… **12番出口**(日本橋消防署方面)より
— 東京メトロ日比谷線でお越しの方 …………… **2番出口**(八丁堀方面)より
- 八丁堀駅 — 東京メトロ日比谷線 …………… **A5番出口**(八丁堀交差点方面)より



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。